

総 行 行 第 4 4 号
平成 2 6 年 3 月 1 2 日

各 都 道 府 県 総 務 部 長 殿
各 都 道 府 県 議 会 事 務 局 長 殿
各 指 定 都 市 総 務 局 長 殿
各 指 定 都 市 議 会 事 務 局 長 殿

総務省自治行政局行政課長

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の
一部を改正する政令の公布について（通知）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令（平成 2 6 年政令第 5 8 号。以下「改正特例政令」という。）は、平成 2 6 年 3 月 1 2 日に公布され、2 0 1 2 年 3 月 3 0 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書（以下「改正協定」という。）が日本国について効力を生ずる日から施行されます。

この改正協定及び改正特例政令に関しては、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令の公布について」（平成 2 6 年 3 月 1 2 日付け総行行第 4 3 号各都道府県知事、各都道府県議会議長、各指定都市市長及び各指定都市議会議長あて総務省自治行政局長通知）を通知したところですが、この運用上の留意事項については下記のとおりです。

貴職におかれては、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の公布について」（平成 7 年 1 1 月 1 日付け自治行第 8 4 号各都道府県総務部長・各指定都市担当局長あて自治省行政局行政課長通知。以下「行政課長通知」という。）により示した事項のほか、下記の留意事項についても適切な運用がなされるよう、格別の配慮がされるようお願いします。

なお、本通知は法第 2 4 5 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第1 競争入札参加者の資格審査等に関する事項

行政課長通知第3に関し、競争入札参加者の資格の公示においては、当該公示が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用対象となる調達契約に係るものである旨資格審査を申請しようとする者が容易に認識できるよう明示されたいこと。

第2 競争入札の公告又は公示の事項

行政課長通知第5の3に関し、一般競争入札の公告をし、又は指名競争入札の公示をした後に、当該公告事項又は公示事項に関して修正しようとする場合において、当初の公告又は公示に係る一般競争入札に参加しようとする者又は指名競争入札に参加しようとする者が判明しているときは、当該公告又は公示に係る事項を、これらの者に書面により送付すること。

なお、公告又は公示の修正を行う場合には、当該公告又は公示に係る一般競争入札に参加しようとする者又は指名競争入札に参加しようとする者が入札書を変更し、再提出することができるよう配慮する必要があること。

第3 記録の作成及び保管に関する事項

一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、当該契約の内容等必要な記録を作成し、保管することとされているが、電子情報処理組織を使用して契約手続を行う場合であっても同様であること。

なお、これらの記録については、少なくとも3年間保管する必要があること。

第4 その他の事項

(1) 現行協定の規定を担保する必要から適用できない事項について

改正協定を受諾していない現行協定締約国と受諾した締約国との間では現行協定が適用され、改正協定を受諾していない締約国間でも現行協定が適用されることから、以下の事項については我が国については適用できないものであること。

- ① 指名競争入札に付する場合において、指名競争入札に参加しようとする者の数を制限すること。
- ② 入札公告又は公示、入札説明書の入手、入札書の受領を電子的手段により行う場合の期間の短縮、商業上の物品及びサービスの調達を電子的

手段により行う場合の期間の短縮を行うこと。

(2) 施行期日について

改正特例政令の施行日は、改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行することとされているが、改正協定は、現行協定の締約国の3分の2が改正協定の受諾書を寄託した後30日目の日にそれらの締約国について効力を生ずることとされていること。この効力を生ずる日の具体的日程については、総務省より別途周知する予定であること。